

収入印紙

契約金額が1万円
未満は不要

選挙運動用自動車運送契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用

2. 車種及び登録番号 車 種

登録番号

3. 台 数 台

4. 使用期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで (日間)

5. 契約金額 円

内訳 1日 円 × 日間

6. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 北広島町 選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所
名 称
代表者氏名 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための
自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用

2. 車種及び登録番号 車 種

登録番号

3. 台 数 台

4. 使用期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで (日間)

5. 契約金額 円

内訳 1 日 円 × 日間

6. 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

8. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲	北広島町	選挙候補者
	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自
動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)

2. 供給場所 所在地
名 称

3. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種
登録番号

4. 単 価 単価 10あたり 円 銭
(注：単価は消費税を含んだ額である)

5. 契約金額
上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額（1円未満の端数を生じた場合は、円未満
を四捨五入する）を契約金額とする。

6. 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選
挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものと
し、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額
を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北
広島町に請求できない。

7. その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲	北広島町	選挙候補者
	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印

(運転契約)

選挙運動用自動車運転契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
原則として毎日 時 分から 時 分まで
2. 契約金額 円
(1 日につき 円)
3. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種
登録番号

4. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

5. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲	北広島町	選挙候補者
	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	氏 名	印

選挙運動用ビラ作成契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、印刷物の作成
について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 枚 数 枚
- 契約金額 円 (単価 円 銭)
(注：契約金額・単価は消費税を含んだ額である)
- 納入期限 令和 年 月 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲	北広島町	選挙候補者
	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印

収入印紙

契約金額が1万円
未満は不要

選挙運動用ポスター作成契約書

北広島町 選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 枚 数 枚
- 契約金額 円 (単価 円 銭)
(注: 契約金額・単価は消費税を含んだ額である)
- 納入期限 令和 年 月 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

7. その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲	北広島町	選挙候補者
	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	印